

## 川崎市健康福祉局社会福祉施設等整備審査委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市が市内に整備を計画している社会福祉施設及び介護老人保健施設のうち健康福祉局が所管する施設（以下「社会福祉施設等」という。）の施設整備及び補助金支出の妥当性の審査を適正に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 川崎市健康福祉局社会福祉施設等整備審査委員会（以下「委員会」という。）を健康福祉局内に設置する。

### (構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、健康福祉局長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 医務監

(2) 総務部長

(3) 長寿社会部長

(4) 保健医療部長

(5) 地域福祉部長

(6) 障害保健福祉部長

### (委員会の所掌事務)

第4条 委員会が審査する事業は、原則として川崎市が政策決定したものである。

2 委員会は、次の区分に応じ、各項目について審査のうえ、整備事業の適否を総合的に判断する。

(1) 本市が所有する土地に社会福祉施設等を創設する場合

ア 本市施設整備計画との整合性

イ 地域との円滑な関係確保の見込み

ウ 周辺環境の適否

エ 区・地域の特性などの個別事情による整備の必要性

オ 補助金交付の妥当性（補助金を交付する場合に限る。）

(2) 本市の補助金を得て、私有地に設置・運営法人等（以下「法人等」という。）を公募して社会福祉施設等を創設する場合

- ア 本市施設整備計画との整合性
  - イ 区・地域の特性などの個別事情による整備の必要性
  - ウ 補助金交付の妥当性
- (3) 本市の補助金を得て、私有地に法人等の申し出により社会福祉施設等を創設する場合
- ア 本市施設整備計画との整合性
  - イ 法人等の適格性
  - ウ 建設用地確保の確実性
  - エ 施設整備資金調達の確実性
  - オ 地域との円滑な関係確保の見込み
  - カ 周辺環境の適否
  - キ 区・地域の特性などの個別事情による整備の必要性
  - ク 補助金交付の妥当性
- (4) 本市の補助金を得て、社会福祉施設等の増・改築、改修、老朽整備を行う場合
- ア 本市施設整備計画との整合性
  - イ 法人等の適格性
  - ウ 施設整備資金調達の確実性
  - エ 入所（通所）者処遇上の必要性
  - オ 施設管理、防災上の必要性
  - カ 補助金交付の妥当性
- 3 前項第1号に規定する事業の審査は、本市の公有地調整会議に付議する場合にあっては、付議する前に、それ以外の場合にあっては、法人等を公募する前に行うものとする。
- 4 第2項第2号に規定する事業の審査は、法人等を公募する前に行うものとする。
- 5 第2項第3号及び第4号に規定する事業の審査は、法人等の申し出後、速やかに行うものとする。

(会議等)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、総務部長がその職務を代理する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

4 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、本市他局職員、外部の有識者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(合同開催)

第6条 委員会が審査対象とする施設が、他の審査委員会が審査対象とする施設と合築である場合、他の審査委員会と合同で開催することができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を総務部企画課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めのあるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、企画課長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成12年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。